

フレックスタイム制に関する労使協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第 32 条の 3 第 1 項に基づき、フレックスタイム制に関し、下記のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 フレックスタイム制は、次の部に属する従業員（管理監督者、裁量労働制適用者、パートタイマーを除く。）に適用する。

- (1) 企画部
- (2) 制作部

（清算期間）

第2条 労働時間の清算期間は、毎月〇〇日から翌月〇〇日までの1か月とする。ただし、清算期間の途中でフレックスタイム制の対象となった従業員については、フレックスタイム制の下で勤務を開始した日から起算する期間とする。

（1日の標準となる労働時間）

第3条 1日の標準となる労働時間は8時間とする。

- 2 有給休暇及び特別休暇を取得した日があるときは、1日の標準となる労働時間勤務したものとして賃金を計算する。
- 3 全部欠勤した日があるときは、1日の標準となる労働時間勤務しなかったものとして賃金を計算する。
- 4 事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、1日の標準となる労働時間労働したものとみなす。

（契約時間）

第4条 清算期間中の契約時間（勤務すべき総労働時間数をいう。以下同じ。）は、1日の標準となる労働時間に当該清算期間中の所定労働日数を乗じて得た時間とする。

（コアタイム）

第5条 コアタイムは、午前10時から午後3時までとし、この時間帯は必ず勤務しなければならない。

- 2 コアタイム開始時刻後に出勤した場合は遅刻とし、コアタイム終了時刻前に退社した場合は早退とする。

(休憩時間)

第6条 コアタイム中の正午から午後1時までを休憩時間とする。

(始業時間帯)

第7条 従業員は、午前〇〇時から午前〇〇時までの間の任意の時刻から業務を開始しなければならない。

(終業時間帯)

第8条 従業員は、午後〇〇時から午後時までの間の任意の時刻までに業務を終了しなければならない。

(適用対象外の時間)

第9条 次に掲げる時間帯及び日は、フレックスタイム制を適用しない。

- (1) 午前0時から8時までの時間帯
 - (2) 午後10時から午前0時までの時間帯
 - (3) 就業規則第〇〇条の休日
- 2 前項に掲げる時間帯又は日に勤務するときは、あらかじめ、所属長に届け出てその許可を受けなければならない。

(超過時間の扱い)

第10条 清算期間中の総労働時間が第4条に定める契約時間を超えたときは、当該超えた時間につき、時間外割増賃金を支払う。また、当該超えた時間に深夜の時間帯に労働した時間があるときは、深夜割増賃金を加算して支払う。

(不足時間の扱い)

第11条 清算期間中の総労働時間が第4条に定める契約時間に満たないときは、当該不足する時間数につき、給与規程第〇〇条に定めるところにより、賃金を控除する。

2 会社が認めたときは、前項の不足時間を次の清算期間に繰り越すことができる。ただし、繰り越しにより次期の清算期間の労働時間が著しく長時間となる場合はこれを認めない。

(フレックスタイム制の解除)

第12条 突発的な業務の必要、緊急事態の発生その他の業務の都合により必要と認めるときは、会社は、あらかじめ従業員代表の意見を聴いたうえでフレックスタイム制を解除することができる。

2 前項の規定によりフレックスタイム制が解除された期間は、通常の労働時間の規定を適用し、清算期間中に解除された期間があるときは、当該解除された期間を除い

た期間を清算期間として、フレックスタイム制における労働時間及び賃金の清算を行う。

(フレックスタイム制適用の解除)

第13条 次の各号の一に該当する者については、フレックスタイム制の適用を解除し、通常勤務に変更するものとする。

- (1) 不足時間の累計が〇〇時間を超えるに至った者
- (2) 一清算期間中に自己都合欠勤が〇日以上に及んだ者
- (3) 一清算期間中にコアタイムに〇回以上遅れた者

2 清算期間の途中でフレックスタイム制の適用を解除した場合の当該期間の取扱いは、前条第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第14条 本協定は 年 月 日から1年間有効とする。有効期間満了の30日前までに会社、従業員代表いずれからも解除の申し込みがないときは、更に1年間有効とし、以降も同様とする。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印